平成２２年（フ）第３８４５号
大阪市中央区常盤町２丁目４番９―401号
債務者　下川　光明
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０６号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　吉岡　　努
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２０号
大阪市大正区平尾１丁目９番11号大阪製鐵親和寮
債務者　山下嵩生こと　崔　　嵩生(旧姓大山)
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３８号
大阪府箕面市小野原東５丁目５番19―201号
債務者　押　　忠一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８３号
大阪市都島区友渕町１丁目５番71―302号
債務者　ヒロサイエンスこと　三好　龍治
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９８号
大阪府八尾市太子堂５丁目２番28号
債務者　水谷由利子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２１号
大阪市城東区東中浜８丁目７番８―205号
債務者　筒井　祥夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０４４号
大阪府高槻市天川町41番４号
債務者　植村　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４８号
大阪市城東区諏訪４丁目２番25―608号
債務者　薄雲みどり
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９９号
大阪府枚方市招提大谷３丁目40番５―805号
債務者　松田　誠二
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３６２号
大阪市港区八幡屋３丁目５番14号
債務者　水野　泰雄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１１号
大阪市福島区鷺洲２丁目１番16―304号
債務者　北尾　美鈴
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１９号
大阪市平野区加美東４丁目10番６―401号
債務者　中嶋　輝幸
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７２号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目５番16号
債務者　近藤　　茜
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７８号
大阪府東大阪市荒川２丁目１番16号　富士マンション305号、旧住所鳥取県米子市三本松２丁目４番16号
債務者　達川　佳子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６７３号
大阪府茨木市鮎川１丁目５番９号
債務者　村上ハツイ（旧姓西良）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０４号
大阪府大東市諸福５丁目９番７号　ビオルネ中原202号
債務者　妹尾　　寛
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１２号
大阪府池田市井口堂２丁目９番２―50号
債務者　久保田里志
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部